

知的財産管理技能検定2級完全マスター①(特許法・実用新案法)【改訂5版】をご購入いただいた皆様へ

第33回(2019年7月21日実施)以降の検定試験を受検される場合は、平成30年度著作権法他の改正等に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定2級完全マスター①(特許法・実用新案法)【改訂5版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第33回	2019年7月21日(日)	2019年1月1日
第34回	2019年11月17日(日)	2019年5月1日
第35回	2020年3月15日(日)	2019年9月1日

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

主な法改正に関連する法律

特許庁ホームページ

不正競争防止法等の一部を改正する法律

URL : http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/kaisei_archive.html#h30

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/sangyozaisan/fuseikyousou_h300530.html

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(施行:平成30年(2018)年12月30日)

ただし、商標法第26条第3項第1号の改正規定は平成28(2016)年12月26日施行

URL : https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/sangyozaisan/tpp_houritu_seibi_h281228.html

※2019年3月27日現在(今後さらに変更する場合があります)

■第33回（2019年7月21日）以降の検定試験より反映されます（※一部は第32回の検定試験より影響しています）

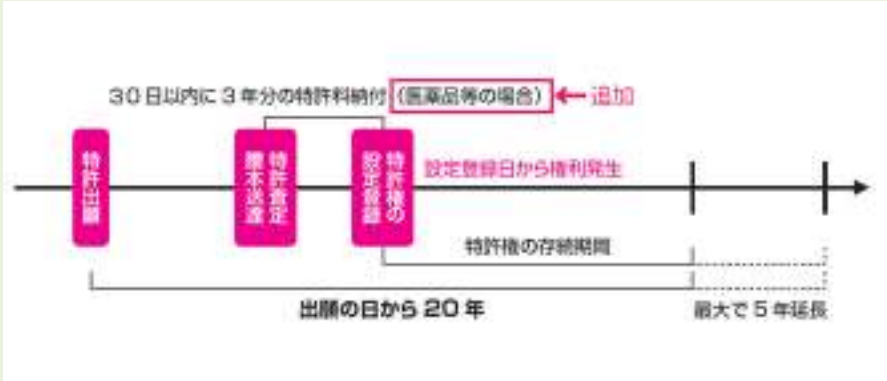
該当箇所	変更前	変更後
<p>P18 03 特許要件 [2]</p> <p>2 新規性喪失の例外 条文</p>	<p>特許法 30 条 特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至った発明は、その該当するに至った日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項各号のいずれかに該当するに至らなかったものとみなす。</p> <p>2 項 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至った発明（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同項各号のいずれかに該当するに至ったものを除く。）も、その該当するに至った日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、前項と同様とする。</p>	<p>特許法 30 条 特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至った発明は、その該当するに至った日から一年以内にその者がした特許出願に係る発明についての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項各号のいずれかに該当するに至らなかったものとみなす。</p> <p>2 項 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至った発明（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同項各号のいずれかに該当するに至ったものを除く。）も、その該当するに至った日から一年以内にその者がした特許出願に係る発明についての同項及び同条第二項の規定の適用については、前項と同様とする。</p>
<p>P19 03 特許要件 [2]</p> <p>2 新規性喪失の例外 (2) 新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続き 1 行目</p>	<p>新規性喪失の例外規定の適用を受けるためには、その公知となった日から6 カ月以内にその発明について特許出願をし、さらに以下の手続きを行うことが必要です（特 30 条 3 項）。</p>	<p>新規性喪失の例外規定の適用を受けるためには、その公知となった日から1 年以内にその発明について特許出願をし、さらに以下の手続きを行うことが必要です（特 30 条 3 項）。</p>

<p>該当箇所</p> <p>P20 03 特許要件 [2] 新規性喪失の例外規定の適用と先願主義の関係図</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p>	
<p>該当箇所</p> <p>P22 03 特許要件 [2] 確認問題 03 問題 1-5 解答①</p>	<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>5. (②新規性) 喪失の例外規定の適用を受けるためには、発明が公開された日から (⑪ 6 カ月) 以内に (⑫ 特許出願) をし、さらに、例外規定の適用の要件を満たすことを (⑬ 証明) する書面を (⑭ 30 日) 以内に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>5. (②新規性) 喪失の例外規定の適用を受けるためには、発明が公開された日から (⑪ 1 年) 以内に (⑫ 特許出願) をし、さらに、例外規定の適用の要件を満たすことを (⑬ 証明) する書面を (⑭ 30 日) 以内に提出しなければならない。</p>
<p>P134 16 特許査定と拒絶査定</p> <p>3 拒絶査定不服審判 条文</p> <p>※2019年3月27日追加</p>	<p>特許法 159 条 3 項 第五十一条及び第六十七条の三第二項の規定は、拒絶査定不服審判の請求を理由があるとする場合に準用する。</p>	<p>特許法 159 条 3 項 第五十一条、第六十七条の三第二項から第四項まで及び第六十七条の七第二項から第四項までの規定は、拒絶査定不服審判の請求を理由があるとする場合における当該審判について準用する。</p>

該当箇所	変更前	変更後
<p>P135 16 特許査定と拒絶査定</p> <p>3 拒絶査定不服審判 最終4行</p> <p>※2019年3月27日追加</p>	<p>医薬品等の発明は特許権の存続期間の延長登録出願ができますが、この出願に対して出された拒絶査定（特67条の3）に対しても、拒絶査定不服審判を請求することができます。なお、この場合は、明細書等の補正を行うことができないので、前置審査に付されることはありません。</p>	<p>一定の場合に特許権の存続期間の延長登録出願（特68条2項、4項）ができますが、この出願に対して出された拒絶査定（特67条の3第1項、67条の7第1項）に対しても、拒絶査定不服審判を請求することができます。なお、この場合は、明細書等の補正を行うことができないので、前置審査に付されることはありません。</p>
<p>P135 17 特許権の管理と活用 [1]</p> <p>2 特許権の存続期間 条文</p> <p>※2019年3月27日追加</p>	<p>特許法67条 特許権の存続期間は、特許出願の日から二十年をもつて終了する。</p> <p>2項 特許権の存続期間は、その特許発明の実施について安全性の確保等を目的とする法律の規定による許可その他の処分であつて当該処分の目的、手続等からみて当該処分を的確に行うには相当の期間を要するものとして政令で定めるものを受けることが必要であるために、その特許発明の実施をすることができない期間があつたときは、五年を限度として、延長登録の出願により延長することができる。</p>	<p>特許法67条 特許権の存続期間は、特許出願の日から二十年をもつて終了する。</p> <p>2項 前項に規定する存続期間は、特許権の設定の登録が特許出願の日から起算して五年を経過した日又は出願審査の請求があつた日から起算して三年を経過した日のいずれか遅い日（以下「基準日」という。）以後にされたときは、延長登録の出願により延長することができる。</p> <p>4項 第一項に規定する存続期間（第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの。第六十七条の五第三項ただし書、第六十八条の二及び第一百七条第一項において同じ。）は、その特許発明の実施について安全性の確保等を目的とする法律の規定による許可その他の処分であつて当該処分の目的、手続等からみて当該処分を的確に行うには相当の期間を要するものとして政令で定めるものを受けることが必要であるために、その特許発明の実施をすることができない期間があつたときは、五年を限度として、延長登録の出願により延長することができる。</p>

該当箇所	変更前	変更後
<p>P136 17 特許権の管理と活用 [1]</p> <p>2 特許権の存続期間</p> <p>条文</p> <p>※2019年3月27日追加</p>	<p>特許法 67 条の 2 特許権の存続期間の延長登録の出願をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>二 特許番号</p> <p>三 延長を求める期間 (五年以下の期間に限る。)</p> <p>四 前条第二項の政令で定める処分の内容</p> <p>2 項 前項の願書には、経済産業省令で定めるところにより、延長の理由を記載した資料を添付しなければならない。</p>	<p>特許法 67 条の 2 前条第二項の延長登録の出願をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>二 特許番号</p> <p>三 延長を求める期間 (五年以下の期間に限る。)</p> <p>四 特許出願の番号及び年月日</p> <p>五 出願審査の請求があつた年月日</p> <p>2 項 前項の願書には、経済産業省令で定めるところにより、同項第三号に掲げる期間の算定の根拠を記載した書面を添付しなければならない。</p> <p>特許法 67 条の 5 第六十七条第四項の延長登録の出願をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>二 特許番号</p> <p>三 延長を求める期間 (五年以下の期間に限る。)</p> <p>四 第六十七条第四項の政令で定める処分の内容</p> <p>2 項 前項の願書には、経済産業省令で定めるところにより、延長の理由を記載した資料を添付しなければならない。</p>

該当箇所	変更前	変更後
<p>P140 17 特許権の管理と活用 [1]</p> <p>2 特許権の存続期間</p> <p>1～11行目</p> <p>※2019年3月27日追加</p>	<p>特許権は、特許出願日から20年の間存続します（特67条1項）。よって、特許出願から設定登録までに5年かかると、特許権の存続期間は15年になります。</p> <p>例外的に、医薬品等の特許については、特許出願の日から最大で25年に延長できることがあります（特67条2項）。医薬品等は、安全性の確保等の観点から政府の法規制に基づく許認可を得ることが必要ですが、その許認可を取るための実験データの収集や審査に長期間を要するので、特許権の設定登録がされても実質的には特許発明を実施することができず、特許権の存続期間が侵食されている、と考えられるからです。</p> <p>なお、存続期間の延長を希望する場合は、特許権の存続期間の延長登録出願をする必要があり、所定の事項を記載した願書に、延長の理由を記載した資料を添付して特許庁長官に提出します（特67条の2第1項）。</p>	<p>特許権は、特許出願日から20年の間存続します（特67条1項）。よって、特許出願から設定登録までに5年かかると、特許権の存続期間は15年になります。</p> <p>ここで、特許権の設定登録が、特許出願の日から起算して5年を経過した日又は出願審査の請求があった日から起算して3年を経過した日のいずれか遅い日以後にされたときは、存続期間を延長できる場合があります（特67条2項）。</p> <p>さらに、医薬品等の特許については、原則として5年を限度に延長できることがあります（特67条4項）。医薬品等は、安全性の確保等の観点から政府の法規制に基づく許認可を得ることが必要ですが、その許認可を取るための実験データの収集や審査に長期間を要するので、特許権の設定登録がされても実質的には特許発明を実施することができず、特許権の存続期間が侵食されている、と考えられるからです。</p> <p>なお、存続期間の延長を希望する場合は、特許権の存続期間の延長登録出願をする必要があります。所定の事項を記載した願書に、延長期間の算出根拠や延長の理由を記載した資料を添付して特許庁長官に提出します（特67条の2第1項、第2項、特67条の5第1項、第2項）。</p>

<p>該当箇所</p> <p>P140 17 特許権の発生と管理</p> <p>2 特許権の存続期間</p> <p>フロー図</p> <p>※2019年3月27日追加</p>	<p>変更後</p> 	
<p>該当箇所</p> <p>P144 17 特許権の発生と管理</p> <p>確認問題 17</p> <p>問題 1 - 2</p> <p>問題および解答</p> <p>※2019年3月27日追加</p>	<p>変更前</p> <p>2. 特許権は、(⑤)日から(⑥)間、存続する。一部の特許については、(⑦)を限度に存続期間を延長できる。</p> <p>2. 特許権は、(⑤特許出願)日から(⑥20年)間、存続する。一部の特許については、(⑦5年)を限度に存続期間を延長できる。</p>	<p>変更後</p> <p>2. 特許権は、(⑤)日から(⑥)間、存続する。医薬品等の特許については、(⑦)を限度に存続期間を延長できる。</p> <p>2. 特許権は、(⑤特許出願)日から(⑥20年)間、存続する。医薬品等の特許については、(⑦5年)を限度に存続期間を延長できる。</p>
<p>P158</p> <p>19 特許権の管理と活用[3]</p> <p>6 特許権の移転の特例</p> <p>8行目</p>	<p>このような状況下で冒認出願や共同出願違反が起こった場合、真の権利者が新規性喪失の例外規定を適用して新たな出願をしようとしても、冒認出願等で公知となった日(出願公開など)から6カ月以内に出願しなくてはならないため、勝手に出願されたことに気付いたときには、すでに特許を受けられなくなっている、ということがあります。</p>	<p>このような状況下で冒認出願や共同出願違反が起こった場合、真の権利者が新規性喪失の例外規定を適用して新たな出願をしようとしても、冒認出願等で公知となった日(出願公開など)から1年以内に出願しなくてはならないため、勝手に出願されたことに気付いたときには、すでに特許を受けられなくなっている、ということがあります。</p>

該当箇所	変更後															
P200 23 実用新案権許 4 実用新案権の侵害 一覧表 ※2019年3月27日追加	<div data-bbox="674 172 1630 587" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <h3 style="text-align: center;">実用新案法と特許法の違い</h3> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="background-color: #e91e63; color: white;">実用新案法</th> <th style="background-color: #e91e63; color: white;">特許法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護対象</td> <td>「考案」……自然法則を利用した技術的思想の創作</td> <td>「発明」……自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの</td> </tr> <tr> <td>審査方法</td> <td>方式審査のみ</td> <td>方式審査と実体審査</td> </tr> <tr> <td>存続期間</td> <td>出願日から10年（延長なし）</td> <td>出願日から20年 （5年延長する場合あり）</td> </tr> <tr> <td>登録料の納付</td> <td>出願と同時に第1年から第3年までの登録料を納付</td> <td>謄本送達日から30日以内に第1年から第3年までの登録料を納付</td> </tr> </tbody> </table> </div>		実用新案法	特許法	保護対象	「 考案 」……自然法則を利用した技術的思想の創作	「 発明 」……自然法則を利用した技術的思想の創作のうち 高度 のもの	審査方法	方式審査のみ	方式審査と実体審査	存続期間	出願日から 10年 （延長なし）	出願日から 20年 （ 5年 延長する場合あり）	登録料の納付	出願と同時に第1年から第3年までの登録料を納付	謄本送達日から30日以内に第1年から第3年までの登録料を納付
	実用新案法	特許法														
保護対象	「 考案 」……自然法則を利用した技術的思想の創作	「 発明 」……自然法則を利用した技術的思想の創作のうち 高度 のもの														
審査方法	方式審査のみ	方式審査と実体審査														
存続期間	出願日から 10年 （延長なし）	出願日から 20年 （ 5年 延長する場合あり）														
登録料の納付	出願と同時に第1年から第3年までの登録料を納付	謄本送達日から30日以内に第1年から第3年までの登録料を納付														